

# 遠野の景観を 次の世代へ。



写真\_高清水からの眺めと市内各所の景観



## Interview



市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会

会長  
**井良沢 道也**さん  
(岩手大学農学部  
森林科学科教授)

### 景観、暮らしを守るために必要な条例

私たち審議会も遠野市の「再エネ条例」の改正内容を審議し、必要な条例と判断しました。今回の条例改正は、太陽光発電事業による問題が全国的に発生している中、大変意義のあるものと捉えています。

改正後の条例は、日本の文化や観光を大事にしている市町村のモデルとなることが想定されます。条例に基づき、「永遠の日本のふるさと遠野」を標榜する景観資源を守り続けてほしいです。

## 条例改正のポイント(本年6月1日以降の手続きから適用)

項目	改正前	改正後
事業の届け出(許可)	・事前協議の上、事業着手30日前までに市長に届け出る【届け出制】	・事業計画を定める前の実施方針協議後、事前協議の上、市長に許可申請【許可制】 ・1畝以上の太陽光発電事業は許可しない
抑制区域	・なし	・市内全域を太陽光発電設備事業の抑制区域に指定
事業者の責務	・事業区域周辺の住民意見を聞き、尊重するよう努めなければならない	・地域住民などの意見を聞き、尊重しなければならない。 ・関係法令を遵守し、景観資源の保全や災害防止などのために必要な措置を講じなければならない
土地所有者の責務	・なし	・景観資源などを損なう、または災害発生を助長する恐れがある事業者に土地を使用させない
説明会の実施	・住民の意見を聞き、尊重するように努める	・事前協議前に、住民などに説明会を実施しなければならない

市は、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー(以下、再エネ)導入による景観破壊や災害を防ぐため、令和2年3月市議会定例会に「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」の一部改正を提案。全会一致で可決となり、本年6月1日から施行されます。遠野に広がる美しい景観や市民の安心・安全を守るための条例改正の概要を紹介します。

## 県内初・大規模太陽光発電事業を規制

# 「ふるさと」を守る

### 再エネ開発の問題

平成24年、東日本大震災によるエネルギー問題を背景に、再生可能エネルギーを推進する国の施策が施行されました。以降、太陽光発電や風力、バイオマスなどの再エネの導入が全国で急速に進展。本市では、平成26年に再エネ事業を推進しつつ、景観資源を次世代へ継承していくため、「景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」(以下、再エネ条例)を制定。再エネ条例に基づき、景観資源を守る対応をしてきました。しかし、太陽光発電事業は、周囲に与える影響を事前に審査する制度の対象となっていないなどの課題もあり、全国で環境破壊や自然災害による事故が発生。同様の事故発生を懸念して、市民や市議会から条例改正を求める要望・意見書が市に提出されました。昨年には、小友町外山地区の大規模な太陽光発電事業地から濁水が流出。濁水

は下流の河川環境や市民の暮らしに影響を及ぼしました。  
**ふるさとを守るため**

これまでの条例は、届け出制のため再エネ事業を規制できないことが課題でした。そこで市は、令和2年3月市議会定例会に再エネ条例の一部改正を提案。全会一致で可決され、本年6月1日から施行されます。改正後の再エネ条例は、▽市内全域を太陽光発電事業の「抑制区域」に指定▽0.3畝を超える

再生エネ事業を、「届け出制」から「許可制」に変更▽事業区域が1畝以上の太陽光発電事業を許可しない▽事業者や土地所有者等の責務などを定めました。また、事業が可能な1畝未満の場合でも、条例の趣旨により、許可しない場合があります。  
先人から受け継がれてきた遠野の景観資源と市民の安心安全を守るため行った条例改正。この条例に基づいて、かけがえないふるさとの財産を守っていきます。



1・2\_小友町外山地区で開発中の太陽光発電(メガソーラー)事業地から流出する濁水 3・4\_山林が切り開かれ、設置される外山地区の太陽光パネル ※1~3の写真は、昨年6月撮影



お知らせ

## 「再エネ条例住民説明会」を開催します

★内容 改正した条例について説明します。

★時間(共通) 19時半~

★その他 日時が変更になる場合は、遠野テレビや各地区センターを通じてお知らせします。

★問い合わせ  
市総務企画部 ☎62-2111  
内線116)

開催日	地区	会場
10日(金)	松崎	総合福祉センター会議室
13日(月)	小友	小友地区センター和室
14日(火)	鱒沢	老人憩いの家
15日(水)	青笹	青笹地区センター会議室
16日(木)	上郷	上郷地区センター会議室
17日(金)	達曽部	達曽部地区センター研修室
20日(月)	土淵	土淵地区センター会議室
21日(火)	宮守	宮守総合支所2階会議室
22日(水)	綾織	綾織地区センター和室
23日(木)	附馬牛	附馬牛地区センター会議室
24日(金)	遠野	あえりあ遠野中ホール